

デジタル推進委員について (紹介資料)

2025年11月8日

行政書士事務所オフィス・マサミ

佐藤 正己

／ 50,000人※¹を超える方々がデジタル推進委員として活躍中 ／

デジタル推進委員募集



※ 1: 2024年3月末時点

デジタル推進委員は、デジタル庁より任命を受けて
デジタル機器・サービスに不慣れな方等に対し、講習会等でデジタル利用をサポートします。
あなたも地域のデジタル社会をつくる活動に参加してみませんか。

デジタル推進委員とはー 2

https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff より

地域活動の 幅が広がる



さまざまな地域での活動を通じて、新たに人やコミュニティとつながるきっかけが広がります。

多様な交流の きっかけに



普段はあまり交流を持つことができない多様な方たちと接することができます。

新たな学びや スキルアップに



サポート活動や研修を通じて、自身のITスキルやデジタルリテラシーの向上につながります。



オープンバッジ付与

デジタル推進委員になると、デジタル庁からオープンバッジ（電子的な画像によるバッジ）が付与されます。自己紹介やSNSなどで活用できて推進活動を広げるきっかけになります。

実際の活動事例や応募方法について
詳しくはウェブサイトで

デジタル庁 デジタル推進委員

検索

https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff



デジタル推進委員とは

デジタル推進委員は、デジタル機器・サービスに不慣れな方等に対し、以下に関する事項について教える、又は利用のサポートを行う方です。

デジタル推進委員が教える・サポートする事項

1. マイナンバーカード・マイナポータルの利用方法
2. 各地で実装されているデジタルサービスの利用方法
3. デジタル機器・サービスの利用方法

募集対象及び要件

以下のいずれかに該当する方

- 1.募集要項（別表1）に示す国が実施する事業において、デジタル機器・サービスの利用方法等を教える取組のほか、それらの利活用をサポートする取組を行う方
- 2.募集要項（**別表2**）に示す**団体等に所属**する方であって、デジタル推進委員が教える・サポートする事項1のほか、任意で2及び3について教える、又は利用のサポートを行う方で、かつ、デジタル庁が指定する動画等のコンテンツを視聴した方
- 3.地方公共団体が実施又は協力する事業において、活動を行う者のうち、デジタル推進委員が教える・サポートする事項1のほか、任意で2及び3について教える、又は利用のサポートを行う方
- 4.その他必要に応じてデジタル庁が認める方

別表2（https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff_organizations）に「日本行政書士会連合会」あり

任命状・オープンバッジ

任命状

佐藤正己 殿

貴殿を「デジタル推進委員」として任命
します。

デジタル社会の利便性を誰もが享受で
きる環境を作っていくための活動に期
待します。

令和7年6月30日

デジタル大臣 平 将明

7050003593007

CERTIFICATE

OF ACHIEVEMENT



佐藤正己

has successfully achieved the certification

デジタル推進委員

Date of achievement 2025-06-30



デジタル庁
Digital Agency



オープンバッジ



デジタル推進委員



Issuer デジタル庁

Issued On 2025-06-30

Awarded to 佐藤正己

DESCRIPTION

このバッジの所有者は、デジタル推進委員であることを証明します。
デジタル推進委員は、デジタル機器・サービスに不慣れな方等に対し、デジタル機器・サービスの利用方法等を教える・サポートする活動を行います。

EARNING CRITERIA

デジタル推進委員に任命された者



デジタル活用 支援推進事業とは？

高齢者をはじめとした様々な方が身近な場所で身近な人からデジタル機器・サービスの利用方法を講習会で学ぶことができます。

スマートフォンを使いこなしたい、オンラインで行政手続を利用したい、という方は講習会の開催情報を検索し、お近くの開催場所で「デジタル活用支援講習会」に参加してみましょう。

[デジタル活用支援推進事業の詳細はこちら](#)

デジタル活用支援講習会の検索

「デジタル活用支援講習会」の開催場所を調べるができます。

標準教材・動画

講座で使用する教材の入手や、スマホ講座の動画の視聴ができます。

広報紙・チラシフォーマット、ポスター (地方公共団体・事業実施団体向け)

講習会の周知広報を目的とした広報紙やチラシ等に使用できるフォーマット（テンプレート）、ポスターのダウンロードができます。

行政書士法の改正（抜粋）

令和8年1月1日施行

第一章 総則（行政書士の使命）

第一条 行政書士は、その業務を通じて、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資することを使命とする。（職責）

第一条の二 行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

2 行政書士は、その業務を行うに当たっては、**デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて**、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならない。

皆様もデジタル推進委員に応募してみませんか？